## ○柏崎市建築基準法関係確認申請手数料等減免取扱い要綱

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年条例第３２号）第６条第１項第５号の規定に基づき、同条例第２条に定める手数料のうち、次条に掲げる手数料の減免について必要な事項を定める。

（減免の対象となる手数料）

**第２条**　減免の対象となる手数料は、次に掲げるとおりとする。

⑴　確認申請手数料

⑵　完了検査申請手数料

⑶　中間検査申請手数料

（手数料の減免）

**第３条**　市長は次の各号の一に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める率を手数料に乗じて得た額を減額し、又は免除することができる。

⑴　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条に規定する被救助者の場合　１０分の１０

⑵　法令に基づく行政庁の処分により新築、改築又は移転する場合　１０分の５

⑶　災害による建築物を減失し、又は破損し、その災害の発生後１年以内に新築又は大きな修繕をする場合　１０分の５

⑷　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条第５項に規定する建築物等を建築する場合　１０分の５

⑸　総合的設計による一団地の住宅施設を新築する場合　１０分の５

（手数料の減免申請）

**第４条**　前条の規定による手数料の減免を受けようとする者は、申請をする際に前条各号に該当することを証する書類、及び確認申請手数料等減免申請書（別記第１号様式）を提出しなければならない。

附　則

この要綱は、平成１９年６月２０日から施行する。

# 確認申請手数料等減免申請書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

申請者住所

氏名　　㊞

## 確認申請手数料等減免申請書

新潟県柏崎市手数料条例第６条第１項第５号の規定により次のとおり減免してくださるよう申請します。

| | | |
|---|---|---|
| 1　建築主 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 2　建築場所 | | |
| 3　申請部分の建築物の概要 | 用途 | |
| | 構造 | |
| | 床面積 | ㎡ |
| 4　法定手数料の額 | | 円 |
| 5　減免手数料の額 | | 円 |
| 6　減免を必要とする理由 | | |